

第 4 回 自治基本条例策定審議会 検討シート

検討項目：基本原則

1 項目のポイントと主な検討事項

自治基本条例の検討事項の中でも、特に市民生活の視点から行政運営のあり方に言及する箇所として、前文（条例制定の背景、市の特性、今後のまちづくりの理念）、目的（条例のねらい）、基本原則（まちづくりの進め方）などがあると思います。

このうち「基本原則」は、次の事項を中心に検討される傾向があります（他の自治体を参照した場合）。関市の自治基本条例素案には、どのような基本原則を盛り込んだら良いでしょうか。

（例）

- ①情報を共有する…市民、議会、行政が情報を相互に共有します。
- ②参画をする…市民の参画の機会を保障することや市民の参画を積極的に進めます。
- ③協働をする…市民、議会、行政の3者が相互の理解の下に、互いに知恵と力を出し協力します。
- ④地域資源を生かす…地域の個性を尊重し、地域資源を生かします。
- ⑤市民が主役…市民一人ひとりが尊重されなければなりません。また、議会と行政は、市民の意思と責任に基づき自治を推進しなければなりません。

既述の通り、この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・基本原則は、行政がまちづくりを進めていく際に、市民・議会・行政の3者が交わす「約束事」、あるいは「行政運営上の根本的な規則、基本的なきまり」とも言えるものでしょう。
- ・市民が、関市をより良いまちにしたいと考え、身近なことから全市に至るまで様々な地域課題の存在に気づき、その現状や原因を考え、課題解決のために自らまちづくり活動を行ったりするには、行政や議会の持つ情報が市民にわかりやすく届けられ、3者の共有の財産として利用できるようにしておくことが大切です。
- ・さらに、より良いまちをつくるために市民が行政運営に直接参加することも、市民

本位の行政運営を行う上で大切です。その場合の参加は、各種行政計画の企画立案の段階から道を開き、市民の意見が各種行政計画に反映されるものである必要があります。

- このように議会、行政とともに市民も「公共の重要な主体」であり、3者が互いを尊重し協力し合うことで、より良いまちがつくられていくと考えられます。
- 関市にはいたるところにすばらしい文化、歴史、自然といった固有の地域資源があります。それらの資源をまちづくりに生かすことも大切なことです。
- 行政や議会は、子どもからお年寄りまで、様々な世代の市民の声に耳を傾け、市民の意思を尊重し、行政運営に反映しながら関市を将来に向けてより良いまちにしていく責務があります。基本原則は、そのための3者間の「約束事」、「行政運営上の根本的な規則、基本的なきまり」といえるものです。

3 意見交換 メモ

検討項目：市民の権利と役割

1 項目のポイントと主な検討事項

「市民の権利」は、次の事項を中心に検討される傾向があります（他の自治体を参照した場合）。関市の「市民の権利」素案には、どのような内容を盛り込んだら良いでしょうか。

(例)

- ①行政サービスを等しく受ける権利
- ②情報を知る権利
- ③参加の権利
- ④学ぶ権利

次に「市民の役割」では、次の事項を中心に検討される傾向があります。

(例)

- ①まちづくりの主体であることを認識する
- ②まちづくりに自ら参加して行動する

さらに、「市民の権利と役割」にとどまらず「市民の責務」を示す自治体もあります。この点も踏まえ、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・地方自治法では、市民の権利に関して「行政サービスを等しく受けること」と「選挙」、「直接請求」などが規定されています。しかし、同法には市町村が行政運営を通じてより良いまちをつくっていく上で、市民の関わりを規定するものがありません。そこで、新たに自治基本条例の中で、市民の権利を保障することや役割を明確にする必要が生じると考えられます。

- ・「市民の権利」について

この条文では、地方自治法における「行政サービスを受けることができる権利」を関市にふさわしい表現に置き換えて強調する必要があると思われます。関市の場合、市民はどのような立場で、またどのような分野、対象の行政サービスを受けられると記述したら良いでしょうか。例えば、「市民は個人として尊重され」ながら、「行政情報を知る権利」「まちづくりに参加する権利」「生涯にわたり学習ができる権利」などを得る権利があると規定することもできます。

- ・「権利」の表現について

なお、明確に権利と書かず、「〇〇できる」（例えば、「市政に関する情報を知ることができる」）といった市民に保障する表現を使用することも考えられます。

もう1つは、行政側の義務として表現する（例えば、「行政は、市民が参加できるように措置する義務がある」）ことも考えられます。

- ・「市民の役割」について

市民の役割では、「まちづくりの主体であることを認識すること」、「まちづくりを行動すること」の2つが重要であると思われま

- ・「役割」、「責務」、「義務」の表現について

市民の義務を条例に規定することに懸念がある人もいます。例えば、納税や法令を守ることは義務ですが、まちづくりへの参加を義務として規定するには無理があるとの判断からです。また、市民の主体性を責務として規定する自治体もあります。

- ・他の「市民の役割」の例には、次のようなものがあります。

「自らの発言と行動に責任を持つ」

「豊かな人間関係の育成に努める」

「権利の濫用をしない」

3 意見交換 メモ

検討項目：子どもの権利

1 項目のポイントと主な検討事項

未成年者や子どもも、まちづくりへの参加が可能です。

「子どもの権利」は、次の事項を中心に検討される傾向があります（他の自治体を参照した場合）。関市の素案には、どのような内容を盛り込んだら良いでしょうか。

（例）

次の事項を中心に整理されると考えられます。

- ①まちづくりに関心を持つ
- ②まちづくりに参加する

なお、この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・子どもの権利を積極的に規定する表現（例えば「それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を持っている」と、子どもの権利を行政が保障する表現（例えば「行政は、子どもがまちづくりに参加ができる環境を整備します」）という2通りの規定が考えられると思われます。
- ・「子どもの意見を聴く機会を設けます」、「まちづくりに子どもの意見を反映します」など、市民、議会、行政と子どもとの関係を規定することも考えられます。
- ・子どもとは誰を指しているのかも考えることが必要です。

3 意見交換 メモ

検討項目：事業者の社会的責任

1 項目のポイントと主な検討事項

事業者も、まちづくりへの参加が望まれます。

「事業者の権利」は、次の事項を中心に検討される傾向があります（他の自治体を参照した場合）。関市の素案には、どのような内容を盛り込んだら良いでしょうか。

（案）

- ①まちづくりの担い手としての自覚
- ②まちづくりへの参加

なお、この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・事業者とは誰を指すのか明確にしなくてはなりません。その場合、個人以外で、市内で活動する法人やその他の団体と定義する自治体もあります。なお、「市民」の定義に含むものであれば規定は不要と考えられます。
- ・事業者であっても、まちづくりを担う一員であることの自覚を促し、地域社会への貢献やまちづくりの推進を行うべきことから、事業者を扱う自治体が増えたものと思われれます。

3 意見交換 メモ